

春日丘運動広場弓道場の個人使用方法について

現在、弓道場の個人使用できる条件として、「お一人で弓道を行える技量」を有する方に限定しております。「お一人で弓道を行える技量」とは「弓道有段者の技量」と同等とみなし、事前に茨木市弓道協会の確認を受けていただきます。また、上記以外の方（確認が済んでいない方）の弓道場の利用は単独では行わず、必ず「弓道技量確認証」を発行された方の指導のもとでのご利用をお願いしております。この個人使用の利用予約条件を下記のとおりまとめましたので、周知いたします。

ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

個人使用条件

- 未経験者（弓道技量確認証未発行者）の使用
弓道技量確認証の発行を受けた方の同伴が条件
- 経験者（弓道技量確認証発行者）の使用
同伴必要なし

利用予約申請方法

- オーパスシステムへの登録方法
茨木市スポーツ施設情報システム利用者登録申請書、茨木市スポーツ施設使用料等口座振替依頼書をスポーツ推進課へご提出いただく際に発行を受けた【弓道技量確認証】の提示をお願いいたします。
- スポーツ推進課窓口での利用申込方法
【弓道技量確認証】の発行を受けた方は提示をお願いいたします。未発行の方はお一人でのご利用は不可ですので、申請時に同伴者（弓道技量確認証発行者）の氏名をご記入ください。
- ◎使用料金の対象者について
弓道の競技者、指導者等、弓道場を利用される方それぞれが利用申請を行い、利用料金を納付いただきますようお願いいたします。